

空知教育センター組合公平委員会設置条例

昭和52年 2 月15日

条 例 第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき空知教育センター組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月27日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第 2 条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第 3 条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第 4 条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第 5 条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第 6 条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第 7 条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第 8 条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年 3 月27日から適用する。